

特別な休暇制度活用事例

- 裁判員休暇
- 配偶者出産休暇
- 結婚休暇



ポイント1

時代が求める休暇制度をいち早く導入

ポイント2

ワーク・ライフ・バランスの実現を後押しする制度



新しい休暇制度を導入し、医療機関の「働き方」を変える

ゆうあいクリニックは、がんや生活習慣病などの早期発見を目的とした「検査に特化した新しいクリニック」です。健康な人を対象とした高度な健康診断や、すでにがん治療中の患者さんの検査を、年間17,000件以上行っています。

2004年の開院当初からワーク・ライフ・バランスの実現を理念に掲げ、さまざまな取組を実施してきました。そのことで、2015年、働きやすい職場づくりを進める中小企業を、横浜市が認定する「よこはまグッドバランス賞 ゴールド賞」を受賞。そこで評価された取組の一つである休暇制度について、片山敦理 理事長と高橋佳鈴 人事担当部長にお話を伺いました。

法人概要

[設立] 2004年

[事業内容] PET(陽電子放射断層撮影)/CT(コンピュータ断層撮影)検査を中心に、多様な検査を組み合わせたがん診断、がん検診、脳検診

[従業員数] 103名(2016年8月現在)

[年次有給休暇の取得率] 93.2%(2015年度実績)

[年間休日数] 120日(その他夏季休暇5日、冬季休暇5日あり)

[URL] <http://www.shinyokohama.jp/>

2009年、裁判員制度の開始とともに「裁判員休暇」を導入

当院の特別な休暇制度に「裁判員休暇」があります。2009年の裁判員制度の開始に伴い導入しました。

3年前に、40代の女性スタッフが6日間この休暇を取得しました。当院の「裁判員休暇」は、「裁判所から要請があったとき、その義務を執行するために必要な日数を有給で付与する」もので、日数に制限はありません。制度を利用した本人に聞くと、「重大な事件だったので、気持ちが重くなりました。でも指名されたら出席したいと思っていたので、休暇が取れて本当によかった。よい社会経験になりました」と話していました。この制度を導入することで、裁判員に選定されたスタッフの負担を軽減するだけでなく、当院の社会的な意識の高さを示せているのではないかと考えています。

結婚や子育てをするスタッフを応援する特別な休暇制度

当院が目指してきたのは、ワーク・ライフ・バランスが取れた「楽しく働ける」職場です。スタッフが疲れた顔をしては、検査を受けるがん治療中の患者さんや、健康診断の受診者の方の気持ちが曇ってしまいます。医療の現場は、過酷な労働条件がまかり通っているとよく言われます。私たちは、医療機関でも「定時に帰れて、たくさん休めて、来院者に満足してもらえる」という働き方ができることを証明したいと考えています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のための施策の一つとして導入したのが、特別な休暇にあたる「配偶者出産休暇」と「結婚休暇」です。当院では、近い将来、結婚や子育てをする可能

性があるスタッフが多く働いています。この2つの制度は、彼らのワーク・ライフ・バランスを応援することを目的として導入しました。「配偶者出産休暇」は、男性スタッフが妻の出産に立ち会えるよう、出産日から1か月以内の2日間を有給で休める制度で、子どもが生まれるたびに何度でも取得できます。「結婚休暇」は、挙式の日もしくは婚姻の日から6か月以内に、有給で5日取得できます。時期をずらした新婚旅行にも使えます。人生の節目となる日々を、家族とゆっくり過ごしてもらうことで、その後の仕事にもよい影響があると考えています。

特別な休暇制度が、理想的なワーク・ライフ・バランスを後押し

当院ではスタッフの定着率が高いです。個々のスタッフが、理想的なワーク・ライフ・バランスを保っているからだと思います。スタッフが定着しているから、新たなスタッフの採用コストや教育コストがかからない。その結果、効率のよい経営ができていますし、経験豊富な優秀な人材が揃っていると自負しています。検査を受ける来院者から「感じの良い人が多い」「スタッフの方の説明を聞くと安心します」といったお褒めの声をよく頂きます。特別な休暇制度の導入をはじめ、理想のワーク・ライフ・バランスを実現するためのさまざまな取組によって、医療機関での新しい働き方が実現でき、職員が成長したのではないかと考えています。

現在、導入を検討している特別な休暇制度は、介護のための休暇です。法定の介護休業制度は93日ですが、3年程度は必要ではないかと感じています。介護は社会的に大きなテーマですし、医療機関として他の企業の模範となるような制度づくりを目指したいと考えています。



仕事も、家庭も、趣味も充実して… 恵まれた職場に感謝です

放射線技術部 藤本祐司さん

新卒で入社して8年目になります。当院は休暇や休日が多く、他の医療機関で働く友人から驚かれます。

「結婚休暇」を取ったのは2015年11月。5日間の有給休暇を頂き、新婚旅行でハワイに行きました。海で遊んだり、食事を楽しんだり、ブラックフライデーというクリスマス商戦の開始日と重なったこともあり、ショッピングも満喫しました。実は結婚式を挙げたのはその年の6月でした。保育士をして

いる妻の都合で、旅行は保育園行事の少ない11月後半に。当院の「結婚休暇」は、結婚後6か月有効だったので、とても助かりました。

当院のほとんどのスタッフは、ワーク・ライフ・バランスが実現できているのではないのでしょうか。クリニック全体に休みを取りやすい雰囲気があります。私も休暇を取得して、趣味の釣りに出かけるのを楽しみにしています。仕事も、家庭も、趣味も充実できて、本当に恵まれた職場だと思います。



藤本さんご夫妻